

## 報告事項

## 富士見市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

## ●概要

地方税法施行令の一部改正により、国民健康保険税の世帯の所得に応じた軽減制度の軽減判定基準が改定されました。本市においても、富士見市国民健康保険税条例の一部改正を専決処分により行い、軽減判定基準を改定しました。

## ●改正内容

軽減判定基準が下表のとおり改定されました。

区分	改正前	改正後
7割軽減	43万 +10万×(給与所得者等の数-1)	43万 +10万×(給与所得者等の数-1)
5割軽減	43万+ <b>29万</b> ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)	43万+ <b>29.5万</b> ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万+ <b>53.5万</b> ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)	43万+ <b>54.5万</b> ×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)

## ●施行予定日

令和6年4月1日

## ●軽減判定基準の改定による影響

	世帯数	人数(医療分)	影響額
5割軽減	1,853→1,877世帯 (+24世帯)	2,849→2,893人 (+44人)	58,514,050→59,360,600円 (+846,550円)
2割軽減	1,586→1,610世帯 (+24世帯)	2,432→2,455人 (+23人)	19,838,680→19,988,180円 (+149,500円)
合計	3,439→3,487世帯 (+48世帯)	5,281→5,348人 (+67人)	78,352,730→79,348,780円 (+996,050円)

※令和6年4月2日時点のデータを基に試算しています。